

公益社団法人射水青年会議所 運営規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規定は公益社団法人射水青年会議所（以下「本会議所」という）の円滑な運営と総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役 員

(役員の仕事)

第2条 本会議所の役員は定款に定められた仕事のほか、次の職務を行う。

1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、すべての事業において総括責任をもつ
- (2) 本会議所を代表して公益社団法人日本青年会議所、北陸信越地区協議会、富山ブロック協議会の総会及び理事長会議に出席し本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う
- (3) 全国会員大会、北陸信越地区会員大会、ブロック大会に出席する
- (4) (1)、(2)、(3)については理事長が指名し、事故ある時は副理事長、専務理事がこれを代行することができる
- (5) 次の職務については、室長・委員長に委嘱することが出来る
 - (イ) 総務、財務に関する一切の事務及び事務局の管理
 - (ロ) 会員の活動を育成、調査し本会議所の充実拡大をはかる
 - (ハ) 本会議所の事業計画の立案及びその実施
 - (ニ) 本会議所の発展に関する長期計画の企画ならびに立案
 - (ホ) その他

2. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

3. 専務理事

- (1) 理事長、副理事長との連絡を密にして、所務を統轄する。

4. 理事

- (1) 本会議所の運営、事業の遂行等に関し、責任を有し円滑なる委員会活動を推進する。

5. 監事

- (1) 本会の業務及び財産状況を監査し必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 総 会

(2月定時総会)

第3条 2月定時総会は毎年2月に開催し、前年度の事業報告及び収支決算について審議決定しなければならない。

(8月定時総会)

第4条 8月定時総会は原則として毎年8月末日までに開催し、次年度の理事及び監事の選任について審議決定しなければならない。

(12月定時総会)

第5条 12月定時総会は毎年12月末日までに開催し、次年度の事業計画及び収支予算について審議決定しなければならない。

第4章 例会

(例会の開催)

第6条 例会は原則として毎月1回、第1水曜日に開催する。

(例会の運営)

第7条 例会は担当委員会が企画し、理事会の承認を得て主管する。

第5章 理事会

(理事会の招集)

第8条 理事長は会日の5日前までに全理事に対して理事会の目的事項、日時及び場所を明示した通知を発しこれを招集する。但し緊急を要する場合はこのかぎりではない。

(理事会)

第9条 理事会は、3分の2以上の理事出席をもって成立することとする。

(決定事項)

第10条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会で決議された事業計画、予算の執行に関する事項
- (2) 会員の入会、休会、退会、除名に関する事項
- (3) 慶弔並びに見舞金に関する事項
- (4) 事務局に関する事項
- (5) 特別委員会の設置等に関する事項
- (6) 褒賞に関する事項
- (7) 公益社団法人日本青年会議所出向役員及び委員の承認に関する事項
- (8) 室及び委員会の組織、職務分掌に関する事項
- (9) 公益法人格の使用、JCIマーク等の使用に関する事項
- (10) その他会務上必要な事項

(決議)

第 1 1 条 理事会の決議は可否同数のとき議長がこれを決する。

(出向員の出席)

第 1 2 条 公益社団法人日本青年会議所委員、北陸信越地区協議会委員及び富山ブロック協議会委員は、理事長の許可を得て理事会に出席し報告を述べることができる。但し、表決権を有しない。

(正会員の出席)

第 1 3 条 正会員は、理事長の許可を得て所管事項についての報告及び必要議案の審議についての傍聴を行うことができる。但し、議長が命じた場合は退席しなければならない。

(満了後の任務)

第 1 4 条 前年度の理事会は任期満了といえども、2月定時総会まで前年度の事業に関して必要な任務を果たさねばならない。

(組織)

第 1 5 条 室及び委員会の組織及び職務分掌は別に定める。

第 6 章 室・委員会

(種類)

第 1 6 条 委員会は、定款 4 4 条に定めるものと、特別委員会の 2 種類とする。

2 特別委員会の設置を必要とする時、理事会はこれを編成することができる。

(所属)

第 1 7 条 委員会は委員長候補者が正会員の希望を勘案して編成し、理事予定者会議の承認を得なければならない。

(開催)

第 1 8 条 委員長は毎月 1 回以上委員会を開催しなければならない。また、委員会開催の案内を理事長、副理事長、専務理事、室長、監事にしなければならない。

2 委員会記録を事務局に保管しなければならない。

(種別)

第 1 9 条 定款第 4 4 条に基づき、総務、広報、会員開発、指導力開発、社会開発を担当する委員会を設置する。ただし、別に必要のある時は、理事会の承認を経て委員会を設置することができる。

(構成)

第 2 0 条 委員会の構成は委員長 1 人、副委員長若干人、幹事若干人及び委員とする。

第 8 章 褒賞

(目的)

第 2 1 条 本規定は、青年会議所運動に貢献した委員会及び個人の名譽をたたえて褒賞し、

青年会議所運動の発展に資することを目的とする。

(選考方法)

- 第22条 褒賞委員会を設置し、構成委員には当該年度の理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・事務局長・財政局長・室長によって構成されるものとする。
- 2 褒賞委員会の委員長は当該年度の監事とする。
 - 3 褒賞委員会で選出された当該委員会及び該当者は理事会において決定する。

(申請及び推薦)

- 第23条 褒賞審査機関は、褒賞申請要項を決定し、委員会及び個人に褒賞に関する啓蒙を行い、申請書及び推薦書の提出を促す。
- 2 褒賞申請要項には、褒賞の対象となる期間、褒賞の種類及び申請書の書式その他の必要な事項を定める。

(推薦資格)

- 第24条 役員の推薦
- 2 自薦

(審査及び決定)

- 第25条 褒賞審査機関は、提出された書類を審査の上、これを決定する。
- 2 理事長は褒賞審査機関の決定に従いその種類によって当該年度12月定時総会において褒賞を行う。

(褒賞の種類)

- 第26条 青年会議所運動に顕著な功績ある優秀会員に授与する個人褒賞
- 2 青年会議所運動に顕著な功績ある優秀委員会に授与する委員会褒賞
 - 3 本会議所の総会及び例会の皆出席ならびにそれに準ずる者に授与する個人

(褒賞の分類)

- 第27条 褒賞は最優秀賞及び優秀賞とする。
- 2 褒賞は賞状及び記念品とする。

補則

平成25年12月17日改正